

## 2. 鉱業に関する一般法に対する内規プロジェクト

### 第1節

#### 総則

- 第1条 本規則は、鉱業基本法第114条をもとに、同法律（以下、「鉱業法」と称す）の展開と規制を目的として制定されるものである。
- 第2条 鉱業法および本規定は、国内で現在実施中、あるいは実施・継続予定のすべての鉱業・冶金業に適用される。  
国は、国益のために必要であると判断した特定鉱物の採掘、輸送、販売および輸出に対し特別な制度を適用する権限を有する。
- 第3条 国は、鉱山の所有者であり、直接的に主権を有するが、本規則に基づいてこれに係わる探査、探鉱、採掘権を自然人または法人に与えることができる。鉱山は、これが分布する土地や地所とは別の不動産である。
- 第4条 鉱業法および本規定の目的は以下のとおりである。
- a) 探鉱および鉱山採掘促進のための投資家への技術的支援
  - b) 鉱山地籍データの逐次更新
  - c) その他の国の団体に対する協力

### 第2節

#### 鉱山資源について

- 第5条 本規則の解釈において鉱物資源とは、地表または地中に分布する天然無機物の堆積を意味する。

鉱物は以下のように分類される。

1. 金属
2. 非金属
3. 珠玉または宝石

金属鉱物の堆積は鉱山、非金属、珠玉・宝石の堆積は採石場と称する。

堆積層、河道、海岸、河床、流域における金属や宝石の残留物や小規模な分布は、岩屑鉱床または漂砂鉱床と称する。

鉱物の特徴に何らかの疑問点が残る分類が困難な場合、その分類は鉱業当局が決定する。

第6条 本規則の解釈において、鉱物の天然鉱床は、金属資源、非金属資源、珠玉または宝石に分類される。非金属堆積物または採石場とは、硬度・色・装飾価値などの物理的特徴から工業目的および建設・装飾資材として利用される材料の堆積物をいう。砥石、粘土、砂、アスベスト、重晶石、石灰、玉石、水晶、珪藻土、ドロマイト、長石、花崗岩、礫、大理石、雲母、ポゾラン、けい土、タルク、石膏、ゼオライト、その他の工業用鉱物が含まれる。また、リン塩酸、硝酸塩、配合土壌などの堆積物も非金属鉱床または採石場と称する。一方、非金属、珠玉・宝石以外の鉱物の堆積物を鉱山と称する。

### 第3節

#### 鉱業活動について

#### 第1章

##### 探査について

第7条 「探査が自由」とは、鉱業権がまだ譲与されていない国内のいずれかの地域における、鉱脈の発見を目的に地表調査を行うことを意味する。

第8条 私有地で探査を行う場合には、法的所有者の許可を得る必要がある。拒否された場合、当事者の要請に基づいて、鉱業当局が略式裁判を以てこれを解決する。

#### 第2章

##### 探鉱について

第9条 探鉱とは、鉱業法に規定された内容のほか、金属鉱床の質、規模、採掘および商業化の可能性を特定することを目的とした一連の活動を意味する。これらの活動には、地図調整、地質調査、物理探査、化学探鉱、および鉱化作用に関する知識を蓄積し、商業ベースで採掘できる埋蔵量を確認することを目的としたそのほかの活動が含まれる。

第10条 探鉱を実施するにあたっては、必ず本規則の要件を満たした上で鉱業当局の許可を取得しなければならない。

第 11 条 探鉱許可を取得するためには、鉱業促進局（DEFOMIN）に申請書を提出しなければならない。申請書を提出できるのは、権利を行使し、義務を履行する法的能力を持つ国内外の自然人または法人とする。

申請書には、以下の内容を記載する。

- a) 申請者の氏名および一般データ
- b) 鉱業地帯の名称
- c) 申請対象地域の位置、概要、面積。地図のオリジナルとコピー（縮尺 1/50,000。同業協会に登録している土木技師、鉱山技師または地質学者の署名が入ったもの）
- d) 活動計画および最低限投資計画
- e) 申請者の技術力および経済力
- f) 法定代理人の氏名
- g) 会社の所在地および国内の支店、または代理店がある場合にはこれの正確な住所

第 12 条 探鉱許可は、鉱業促進局（DEFOMIN）局長と申請者間で取り交わされる契約書を以て成立する。許可の有効期間は 4 年間とし、妥当性が認められ、申請者がすべての義務を履行している場合に限り、1 度のみ 4 年間の延長が認められる。その場合、期限が満了を迎える 3 カ月前に延長申請を提出しなければならない。

第 13 条 探鉱許可の取得者は、契約調印後、調査を開始する義務を負う。鉱業促進局（DEFOMIN）は、検査官を通じて契約内容の遵守状況を監督する。

第 14 条 探鉱の公的許可取得者は、活動計画および最低限投資計画において承認された年間投資額を直接オペレーションと探鉱作業に投じなければならない。

公的許可取得者は、投資実績報告書を鉱業当局に提出するとともに、会計帳簿類を記録しなければならない。鉱業促進局（DEFOMIN）はいついかなる時でもこれを検査することができる。

第 15 条 探鉱許可取得者は、探鉱の中止または終了後、第三者の人命や所有物に危険を及ぼさないよう当該地を適切に整備し、国あるいは土地所有者にとって有益な形で工事物や材料を整理しなければならない。この義務を履行しなかったことが確認された場合、これ以降、新たな申請手続きを行うことはできない。

第 16 条 探鉱許可の期限満了時、または途中でこれを放棄した場合、公的許可取得者は鉱業当局にそれまでに実施した探鉱作業の内容に関する報告書を提出しなければならない。鉱業当局は、いかなる場合も同報告書の内容を公開してはならない。ただし、許可取得者の書面に

よる同意を取り付けた場合に限り、同地域で探鉱許可を取得した他者にこの情報を提供することができる。

第 17 条 探鉱終了後、公的許可取得者が引き続き採掘権を取得する場合、鉱業促進局（DEFOMIN）にプレフィージビリティ・スタディ報告書を提出し、審査と承認を受けなければならない。

### 第 3 章

#### 採掘について

第 18 条 採掘とは、鉱業法に規定された内容のほか、鉱物の採取、運搬、選鉱、販売に関連するすべての活動を含む。採掘者は、当該地において、鉱業免許を得た鉱物について、どの深度においても調査・探鉱を行うことができる。

第 19 条 採掘活動を行う場合には、必ず事前に鉱業免許を取得しておかなければならない。

鉱山採掘権の取得は、鉱業促進局（DEFOMIN）局長と申請者間で取り交わされる契約書を以て成立する。

第 20 条 鉱山採掘権は、権利を行使し、義務を履行する法的能力を持つ国内外の自然人または法人に許認されるものである。

免許申請書には、以下の内容を記載する。

- a) 申請者の氏名および一般データ
- b) 申請対象エリアの名称と所在地（県、市町村）
- c) 申請対象エリアの位置、概要、面積。地図のオリジナルとコピー（縮尺 1/50,000。同業協会のアクティブメンバーたる土木技師、鉱山技師または地質学者の署名が入ったもの）
- d) 採掘対象鉱物
- e) 出発点と計測起点の位置
- f) エリアの周囲と周辺地域の概要
- g) エリアが分布する地域の所有者
- h) 法定代理人の氏名
- i) 環境アセスメント（EIA）

j) 会社の所在地および国内の支店、または代理店がある場合にはこれの正確な住所

第 21 条 鉱山採掘権の有効期間は契約調印時から 25 年間とし、妥当性が認められ、申請者がすべての義務を履行している場合に限り、1 度のみ同期間の延長が認められる。その場合、最初の期限が満了を迎える 6 カ月前に延長申請を提出しなければならない。

第 22 条 鉱山採掘権取得者は、採掘の中止または終了後、第三者の人命や所有物に危険を及ぼさないよう当該地を適切に整備し、国あるいは土地所有者にとって有益な形で工事物や材料を整理しなければならない。さらに本規則第 71 条と 72 条の要件を満たさなければならない。

## 第 4 章

### 非金属鉱物「採石場」について

第 23 条 国有地における非金属鉱物の探鉱は自由である。ただし、採掘や私有地の探鉱については、特別の許可を要する。

鉱業基本法第 3 条に従って、「非金属鉱物」とは、一般に硬度・色・装飾価値などの物理的特徴を利用して工業目的に使用する材料を意味する。砥石、粘土、砂、アスベスト、重晶石、石灰、玉石、水晶、珪藻土、ドロマイト、長石、花崗岩、礫、大理石、雲母、ボゾラン、けい土、タルク、石膏、ゼオライト、その他の工業用鉱物および建設資材が含まれる。

第 24 条 非金属鉱物の採取には、鉱業促進局（DEFOMIN）が発行する特別採掘許可の取得を要する。

第 25 条 国有地における非金属鉱物特別採掘許可の申請書には、以下の内容を記載する。

- a) 申請者の氏名および一般データ
- b) 申請対象エリアの名称と所在地（県、市町村）
- c) 申請対象エリアの位置、概要、面積。地図のオリジナルとコピー（縮尺 1/50,000。同業協会に登録している土木技師、鉱山技師または地質学者の署名が入ったもの）
- d) 採掘対象鉱物
- e) 年間見込み生産量
- f) 採掘に使用する機材の種類
- g) 環境ライセンス、または EIA 不要証明書

h) 会社の所在地および国内の支店、または代理店がある場合にはこれの正確な住所

- 第 26 条 非金属鉱物の採掘許可の有効期間は 5 年間とし、2 年間活動を継続する場合に限り、これを 5 年間延長可能とする。いずれにしても、この点に係わる意思決定は鉱業促進局（DEFOMIN）が行う。
- 第 27 条 非金属鉱物特別採掘許可は、400 ha 以下の鉱区を対象として発行されるものであり、深度についても採掘対象の鉱物の性質によって限度を定める。
- 第 28 条 鉱業基本法第 18 条 2 段落目の内容に基づき、手作業による採掘、あるいは小規模な採掘活動については市町村が許可を発行するが、それ以外の採掘許可あるいは免許は鉱業促進局（DEFOMIN）が発行する。
- 第 29 条 鉱業基本法第 18 条 2 段落目に言及する建設資材について、市町村、国の機関あるいは非政府非営利組織が実施する社会的事業・公共事業に使用する場合、商業目的の建設資材とはみなされない。これらの機関が事業に使用する材料を採取する場合、鉱業基準法に許可の申請を行うこととし、同局はこれに係わる検査を行う権限を有することとする。
- 第 30 条 前条に示すすべての市町村、国の機関、非政府非営利組織は、採掘作業を実施する際、環境基準を遵守しなければならない。

## 第 5 章

### 漂砂鉱床

- 第 31 条 鉱業法第 3 条に従って、「漂砂鉱床」とは、一般的に河川や海岸地帯に分布する有用鉱物が重力によって堆積した天然鉱床を意味する。その起源から沖積層または海浜層に分類される。こうした漂砂鉱床に分布しうる鉱物には、金、チタン鉄鉱、チタン、磁鉄鉱、錫石、金紅石、ダイヤモンドが挙げられる。
- 第 32 条 沖積層、古い砂浜、風化残留物および段丘における採掘には、採掘面積および法的手続きも含めて非金属鉱業免許について定めた条項に従って、漂砂鉱床特別採掘許可の取得を要する。
- 第 33 条 河川漂砂鉱床において有用鉱物を採掘する場合、鉱業促進局（DEFOMIN）から河川漂砂鉱床特別許可を取得しなければならない。

ただし、ホンデュラス人が手作業による採掘あるいは小規模に採掘する場合は、自由に利用可能な採掘活動とみなし、前述規定は適用されない。

第34条 河川漂砂鉱床特別許可の対象地域は、河道沖積地、および洪水による河道変動に伴って形成した、これに隣接する最近の沖積地に限定される。

第35条 河川漂砂鉱床特別許可の有効期間は許可取得日から起算して1年間とし、本規則第36条に定めた支払いを行えば同期間延長可能となる。

第36条 河川漂砂鉱床特別許可の申請者で、大きさの異なる各種浚渫機、ローダー、トラクターなどを使って採掘を実施する場合には、鉱業促進局（DEFOMIN）に河川1 km当たりあるいは単位長さ当たり、US\$300または国内通貨の相当額を支払わなければならない。

第37条 河川漂砂鉱床特別許可申請書には、以下の内容を記載しなければならない。

- a) 申請者の氏名および一般データ
- b) 申請対象エリアの名称と所在地（県、市町村）
- c) 申請対象エリアを明確に示した地図のオリジナルとコピー（同業協会に登録している土木技師、鉱山技師または地質学者の署名が入ったもの）
- d) 採掘対象鉱物
- e) 使用する機材
- f) 投資額
- g) 年間見込み生産量
- h) 環境ライセンス
- i) 会社の所在地、および国内の支店、または代理店がある場合にはこれの正確な住所

## 第6章

### 選鉱について

第38条 選鉱には、鉱物の回収、および内容物の濃度と純度をあげることを目的とした準備、処理、製錬、精製工程が含まれる。

第39条 選鉱許可の申請書には以下の内容を記載しなければならない。

- a) 申請者の氏名および一般データ

- b) 施設の所在地（県、市町村）
- c) 処理方法
- d) 24時間当たりの処理能力および最終生産物
- e) 選鉱処理を行う鉱物の原産地と特性
- f) 施設で働く技術職員と補助職員の概要と人数
- g) 施設用地の総面積
- h) 投資予定額
- i) 租税の支払い
- j) 環境アセスメント
- k) 会社の所在地、および国内の支店、または代理店がある場合にはこれの正確な住所

第40条 選鉱許可の有効期間は、鉱業公共登記所に登録した当該契約調印時から20年間とする。  
この許可、(申請者が)定められた義務を履行している場合に限り、同期間の延長が認められる。

第41条 選鉱許可は、選鉱対象物の減少により処理・製錬・精製能力が低下した場合、これに係わる全ての関連法規を満たした上で、一時的に中断することができる。

第42条 選鉱許可の一時的中断は、その理由を確認した上でDEFOMINの承認を要する。  
中断した場合でも、利権所有者は労働基準法に従ってその一切の義務を履行する責任を免れることはない。

## 第4節

### 管轄と行政手続き

## 第1章

### 鉱業免許について

第43条 各種申請手続きはすべて鉱業促進局（DEFOMIN）の総局において行う。  
申請書の登録手続きには、認定された特別台帳に申請書提出日時、申請者氏名、申請目的、提出番号（相関番号）を記載する。



- 第44条 森林資源、生物資源、生物圏、鉱物資源、遺跡などの保護を目的に国が「自然保護区」に指定した地域については探鉱許可を出してはならない。
- 第45条 探鉱許可申請受領後、鉱山地籍係（Catastro Minero）は申請対象地域の状況について判断を下す。
- 第46条 各鉱業免許申請案件につき、鉱業促進局（DEFOMIN）は当該市庁に申請対象地域の法的情報の提供を要請する。
- 第47条 申請書に記載漏れや間違いがあった場合、鉱業基本法55条第2段落に言及する技術的・法的判断を下した上で、申請者に対し、30日以内に申請書を修正するよう要求する。  
この期限が過ぎても申請者が指摘事項の修正を行わなかった場合、申請は無効となる。

## 第2章

### 選鉱許可

- 第48条 鉱業基本法58条第2段落に示す技術的・法的判断を下した後、選鉱許可申請書に記載漏れや修正の必要な箇所が見つかった場合、申請者は鉱業促進局（DEFOMIN）が定めた期限までに必要な修正を行わなければならない。
- 第49条 鉱業基本法59条第5段落に示した180日間の特別期限が申請されても、鉱業促進局（DEFOMIN）がその申請理由を十分でないと判断した場合、しかるべき根拠を述べた上でこの申請を却下する。
- 第50条 前条に示した180日の特別期限が過ぎても、選鉱許可取得者が検査時に指摘を受けたにもかかわらず、衛生、安全、環境に対する影響について同じ条件で操業を続けている場合、鉱業促進局（DEFOMIN）局長はしかるべき根拠を述べた上で契約の破棄を決定する。

## 第3章

### 鉱山採掘権または選鉱許可反对手続きについて

- 第51条 鉱業基本法60条4段落に示した試行期間満了後、両当事者は10日以内に必要と判断される陳述または意思表示を行うことができる。
- 第52条 鉱業促進局（DEFOMIN）は、試行期間の終了を命ずる決定後、あるいは陳述または意思表示の提出日から起算して20日以内に、これに関わる決議を下すこととする。

第 53 条 鉱業促進局（DEFOMIN）は、決議を下すに当たって、必要に応じて内部の各部署に技術的あるいは法的助言を求める、あるいは、当該施設の検査を命ずることができる。

第 54 条 鉱業促進局（DEFOMIN）は、決議を下すに当たって、良識に則り、両当事者が提出する実験結果や、助言、検査結果を自由かつ総合的に評価しなければならない。

## 第 5 節

### 鉱業登録および地籍

#### 第 1 章

#### 鉱業登録

第 55 条 鉱業促進局（DEFOMIN）は、公的鉱業登記簿を管理する。

登記簿には以下の各書類を保管する。

- a) 許認あるいは有効と認定された鉱山採掘権。利権取得者の氏名、住所および鉱山採掘権の有効期間
- b) 鉱山採掘権の変更、延期、変化、移行、権利放棄、期間の満了、取消し
- c) 鉱山採掘権の移転、および関係者氏名

上記事項は登録を必要とし、登録後はじめて有効となる。

第 56 条 鉱業登録係官には、以下の義務が課せられるものとする。

- a) 鉱業登録簿を随時更新する。
- b) 提出書類に受付日時を記載する。
- c) 申請者に鉱業法が規定する情報の公示を行うよう要求する。
- d) 法律が定めた要件を満たさない案件の登録を拒否する。
- e) 申請案件の登録手続き終了日時を記載する。

第 57 条 鉱山採掘権あるいは鉱業権移転の登録に先立ち、登録係官は、申請者が法律で定められた情報の公示を行ったことを確認し、これがなされていない場合には登録を拒否する。

鉱業権登録には、鉱業促進局（DEFOMIN）が命ずる US\$100 あるいは国内通貨の相当額を支払わなければならない。

## 第 2 章

### 鉱業地籍について

第 58 条 鉱業地籍係は鉱業促進局（DEFOMIN） 鉱業振興部に属する。

第 59 条 鉱業促進局（DEFOMIN） 局長は、同局職員の中から鉱業地籍係 1 名を任命する。鉱業地籍係の資格は以下のとおりである。

- a) 同業協会に登録した土木技師、鉱山技師または地質学者であること。
- b) 地図調整業務の経験と鉱業関連の法律の知識を有していること。

第 60 条 鉱業地籍係は以下の責任を有する。

- a) 本規則の定めた情報を記載し、鉱業地籍情報を随時更新する。情報の正確性については、鉱業地籍係の責任とする。
- b) 公式地図（縮尺 1/50,000）を維持管理し、鉱山採掘権申請・許認地域、および森林資源、生物資源、生物圏、鉱物資源、遺跡など「自然保護区」指定地域に所定の記号を付す。
- c) 鉱山採掘権申請に対して裁定を下すとともに、許認地区の再整理を行う。
- d) 地籍図に関する情報を希望者に無料で提供する。
- e) 指示されたその他の業務を遂行する。

## 第 6 節

### 鉱業権の譲渡

## 第 1 章

### 鉱業権の譲渡について

第 61 条 利権所有者が鉱業権を譲渡する場合、明確なる鉱山採掘権譲渡の意思と、新しい鉱山採掘権所有者の氏名を記した覚書きを鉱業促進局（DEFOMIN）に提出しなければならない。

第 62 条 新しい鉱山採掘権所有者は、契約書に規定される義務と権利について責任を負うこととなる。

第 63 条 鉱山採掘権の譲渡を申請する自然人または法人は、ペンディングとなっている前利権所有者の義務に関する情報を鉱業促進局（DEFOMIN）に書面にて請求することができる。これに対し同局は 15 日（平日換算）以内に回答しなければならない。

第 64 条 すべての鉱業権の譲渡は、受益者の負担で官報「La Gaceta」に掲載しなければならない。

## 第 7 節

### 鉱業に関する環境アセスメント

#### 第 1 章

##### 環境アセスメント

第 65 条 環境アセスメントとは、特定のプロジェクトの実施によって及ぼされる環境への影響をはかり、必要な対策を講じるための一連の調査を意味する。

第 66 条 環境アセスメント（EIA）には、プロジェクトをとりまく環境、プロジェクト実施前の状況の調査、プロジェクトがもたらし得る環境の変化の定義と評価、インパクトをなくす、あるいは最小限に抑えるための対策の策定、環境のモニタリングおよび復元計画の策定、対策を講じた後の環境の変化の評価が含まれる。

#### 第 2 章

##### 環境アセスメント（EIA）の要件

第 67 条 環境アセスメントの序文には以下の内容を記載しなければならない。

- a) プレゼンテーション
- b) プロジェクトの経緯
- c) 提案される対策の妥当性
- d) 準拠法

第 68 条 環境アセスメントの報告書本文には、以下の内容を記載しなければならない。

- a) 地質、水文地質環境
- b) 水文・地文学、気候、土壌
- c) 植物相、動物相、景観
- d) 利用状況
- e) 社会経済文化環境

第 69 条 鉱業冶金プロジェクトには、以下の要件が適用される。

- a) 鉱床および採掘対象物の調査
- b) 採掘、生産方法、選鉱施設
- c) 最終坑、掘削土石処分場、廃滓堆積場の設計

第 70 条 環境アセスメントには、以下の各号を含む鉱業活動による環境への影響の特定と特徴に関する記載も含める。

- a) 土壌・下層土への影響
- b) 地表水・地下水への影響
- e) 大気への影響
- d) 植生・景観への影響
- e) 動物相への影響
- f) 地球物理への影響（浸食、堆積、安定性の喪失など）
- g) 社会文化環境への影響

第 71 条 環境アセスメントにおける環境対策には以下の各号を含める。

- a) 廃滓堆積場、廃滓ダムの設計と建設
- b) 鉱山斜面の保護・安定化（採掘中と採掘後）
- c) 地表を流れる清水の保護と帯水層の汚染防止
- d) 使用済み設備（採掘場および施設）の撤去

- e) 周辺環境や自然景観との調和の維持
- f) 土壌浸食管理と水質管理

第72条 破壊された土地の一部を復元する手だてとして以下の各号を考慮する。

- a) 破壊された土地の斜面改修
- b) 将来利用できるように土壌の撤去、集積と肥沃層の維持
- c) 汚染土壌の不活性化と残滓の管理型処分
- d) 景観の整備（植林する場合には、適切な樹種と植林密度を選択する）
- e) 植林方法と実施時期
- f) その他、取り壊し、排水工事、汚染廃水の封じ込めなどの追加措置

### 第3章

#### 一般規定

第73条 申請者は、環境アセスメントのほか、鉱山および選鉱施設の図面、添付資料を提出しなければならない。

第74条 鉱業促進局（DEFOMIN）は、ほかの環境関連機関とともに、国内で実施される鉱山開発活動のフォローアップと管理に当たる。

第75条 採掘許可を取得した鉱山開発企業は、採掘活動実施中も破壊された環境の復元活動を部分的に進めていく義務を有する。

これに違反した場合、鉱業促進局（DEFOMIN）は罰則を適用する。

第76条 行政合意書第015-96号1段落目に示したフィージビリティ・フェーズの終了日が採掘開始1日目と解釈される。

鉱山採掘権所有者は、鉱業促進局（DEFOMIN）に採掘活動の開始を報告する義務を有する。

第77条 採掘作業において、水銀、シアン化物などの生物分解しない化学薬品を使用する場合、完全に閉鎖された環境下でこれを行わなければならない。また、当該施設は鉱業および環境当局による体系的監視下におかれることになる。

第 78 条 鉱業促進局（DEFOMIN）および DECA が技術的審査において必要と判断したプロジェクトでは、契約調印時に保証金の支払いを求めることとする。保証金の宛先は DEFOMIN とし、必要な作業を実施する際の経費として利用される。  
保証金の金額は、共和国会計検査院が鉱業促進局（DEFOMIN）の助言を受けて決定する。

## 第 8 節

### 罰則

第 79 条 本規則第 103 条に違反した鉱山採掘権所有者には、罰金が科せられる。罰金の金額は、初犯で国内通貨で US\$1,000 相当の金額、再犯でその都度 US\$5,000 相当の金額、あるいは第三者もしくは財産に与えた損害に相当する金額とする。

第 80 条 鉱業法第 35 条最後から 2 段落目および本規則第 112 条に定めた地租を 1 月 15 日までに納付しなかった者には、国内通貨で US\$1,000 相当の罰金が科せられる。

第 81 条 選鉱税を 1 月 15 日までに納付しなかった者には、国内通貨で US\$1,000 相当の罰金が科せられる。

第 82 条 鉱業法が定める確定申告を行わなかった鉱業権所有者には、国内通貨で US\$1,000 相当の罰金が科せられる。

第 83 条 鉱業当局またはこれが権限を移譲した機関による会計検査、業務の監視を阻止あるいは拒否した鉱業権所有者またはその代理人には、罰金が科せられる。罰金の金額は初犯で国内通貨で US\$1,000 相当の金額、再犯で US\$2,000 相当の金額とする。

第 84 条 以下の各号に該当する者には、国内通貨で US\$5,000 以上、US\$10,000 未満に相当するの罰金を科す。また、この罰金刑が適用されたからといって、民事および刑事責任が免れることはない。

- a) 鉱山の補強施設を破壊あるいは撤去した者
- b) 違法に鉱物を採掘した者、および許可あるいは鉱山採掘権を取得していないにもかかわらず探鉱、採掘作業を行った者
- c) 鉱山採掘権取得書を偽造した者
- d) 鉱山採掘権取得者で選鉱施設から有害物または有毒物を河川や河床に放流し、第三者に重大な危害を及ぼした者。罰金の支払いに加え、違反者は改善策と防止策を講じる義務を有する。

第 85 条 以下の各号に該当する者には、国内通貨で US\$1,000 以上、US\$5,000 未満に相当する罰金を科す。

- a) 鉱区の標石を違法に破壊、移転、変更した者。または標石を設置するために虚偽の申告を行った者
- b) 機密扱いの技術報告書を不法に使用した者、あるいは職業機密を破った者
- c) 鉱山採掘権所有者で、選鉱施設から第三者に有害な粉塵、煙、およびガスを放出した者
- d) 本法が定める方法で鉱区の標石を設置しなかった利権所有者

第 86 条 鉱山開発において不適切な手段や方法を使い、環境破壊を招いた鉱山採掘権所有者には、罰金を科す。罰金の金額は初犯で国内通貨で US\$1,000 相当の金額、再犯で US\$5,000 相当の金額とする。

第 87 条 鉱業当局が定めた衛生安全規則を遵守しなかった鉱山採掘権所有者には、国内通貨で US\$1,000 以上、US\$5,000 未満の罰金を科す。罰金の金額は、違法行為の重大性に基づいて鉱業促進局（DEFOMIN）が定める。

第 88 条 本規則が定める罰金は、鉱業促進局（DEFOMIN）において支払うこととする。

## 第 9 節

### 鉱山採掘権の取消し

第 89 条 鉱業基本法第 42 条の内容を 3 年間継続して遵守しなかった場合鉱山採掘権は取消しとなる。

第 90 条 鉱業促進局（DEFOMIN）は、以下に該当する場合、決議書を以てしかるべき根拠を示した上で鉱山採掘権の取消しを決議する。a) 鉱山採掘権所有者が鉱区所有に関する書類を偽造した場合。b) 鉱山採掘権所有者が（当局から）指摘を受けたにも後も、当該の衛生・安全基準に違反し続けた場合。c) 鉱山採掘権所有者が、鉱業促進局（DEFOMIN）職員による 3 回の立入検査実施後も、有害または有毒物質を河川や湖沼に放流し続けた場合、またはこれらの物質が第三者に重大な危害をもたらしうる場合。  
前述の立入検査は 2 カ月おきに実施する。

第 91 条 鉱山採掘権が発行されて最初の 8 年が経過し、その後 5 年が経過した後も、利権所有者が鉱業基本法第 33 条に定められた最低限の生産量を確保できなかった場合、鉱業促進局（DEFOMIN）は、しかるべき根拠を示した上で決議書を以て鉱山採掘権の取消しを命ずる。



第92条 鉱業基本法第107条の定めた内容のほか、その規則に定められた内容に該当する場合、採掘権が取消しとなることがある。

## 第10節

### 小規模採掘活動

第93条 鉱業基本法第3節の内容とは別途、古くから小規模採掘活動に従事してきたホンデュラス人は、同法第10条に定められた面積よりも小さなロットであれば、これに必要な探鉱許可と採掘許可を得ることができる。

第94条 前条に関連して、鉱業促進局（DEFOMIN）が小規模開発であるか否かの判断を下す。その際、申請対象地区の面積、使用する資機材、採掘する鉱物の種類、採掘量、採掘機関および経済力を判断基準とする。

第95条 前述採掘許認可取得を希望するホンデュラス人は、申請書に以下の内容を記載し、これを鉱業促進局（DEFOMIN）に提出しなければならない。

- a) 申請者の氏名、一般情報、および申請者がホンデュラスで出生したことを証明するデータ
- b) 通知書を受領する場合の住所
- c) 申請対象地区の面積
- d) 鉱山採掘権申請場所または地区の名称
- e) 探鉱または採掘対象となる鉱物
- f) 土地の法的状況（国有地、共有地、私有地、柵の設置状況、農地としての利用状況）
- g) 許認可の期間
- h) 申請者の経済力および使用する資機材
- i) 申請対象ロットの位置（固定的で明白な目印、境界線および周囲を示す）

DEFOMINは、申請書の審査を行い、探鉱許可に対して採掘許可を発行する権限を有する。

第96条 探鉱許可または採掘許可を取得する際、鉱業促進局（DEFOMIN）局長と申請者間で「業務契約」を調印し、当該の探鉱・採掘許可取得者の義務と権利を明確にしておく。

第 97 条 本規則で定められていない探鉱・採掘許可取得者に関する事項については、探鉱一般許可および探鉱権に関する規定が適用される。

第 98 条 本章の規定は、金属および非金属鉱物全般に適用される。

## 第 11 節

### 最終規定

第 99 条 鉱業基本法が定める鉱業権とは、鉱業促進局（DEFOMIN）が発行する探鉱権、鉱山採掘権、採石権、漂砂鉱床採掘権および選鉱権を意味する。

第 100 条 技術・運営面での便宜上、鉱業促進局（DEFOMIN）は、本法 10 条に定める探鉱の対象面積を最大 20,000 ha、金属鉱山においては 1,000 ha、採石場においては 400 ha、評者鉱床においては、（活）河床総長 5 km と定めるのが妥当と考える。

第 101 条 鉱業基本法第 10 条に従って、本法に基づく鉱区は UTM 座標を使って南北、東西方向に境界線を設けることとする。

第 102 条 鉱業法第 17 条に定めた禁止事項は、橋梁、ダムおよび居住区にも適用する。

鉱業促進局（DEFOMIN）は、利権所有者が爆発物を使用せず、公共または民間の施設が破壊されない場合にかぎり、近距離（但し 200 m 以上）における非金属鉱物採掘を許可することができる。

第 103 条 鉱業基本法第 23 条に基づき、鉱業促進局（DEFOMIN）は、鉱業利用水を河川に放流する際、鉱山開発会社がこれを環境汚染物を国際的に認められた最低基準または最大許容値に抑えるべく事前に処理することを監視しなければならない。また、利権所有者もこの規定を遵守しなければならない。

第 104 条 鉱業基本法第 23 条 13 項に基づき、国内あるいは国際市場で操業を継続できない鉱山開発企業は、労働基準法で定められた義務をすべて履行しなければならない。

第 105 条 鉱業法第 35 条に基づいて毎年 1 月 15 日までに納付する地租に加え、同法第 33 条および 42 条に違反した、あるいはその他の法律に違反して罰金が科せられる利権所有者は、鉱業促進局（DEFOMIN）会計課において罰金の金額について通知を受け、4 月 30 日までに支払いを済ませなければならない。

第 106 条 罰金の金額の通知を受けても、期日までに支払いを済ませなかった利権所有者には、罰金に加え、国内通貨で 1 日当たり US\$10 相当が延滞料として科せられる。

第107条 採掘権所有者は、鉱業基本法第86条に加え、以下の義務を負う。

- 1) 衛生・安全基準を設定し、労働局の承認を経て、従業員への周知徹底をはかる。
- 2) 医療サービス、投薬、外科、入院のサービスを無料で、労災以外の疾病や障害の場合には最高6カ月まで、従業員に提供する。また、職場にはなんらかの専門性を持った医療チームを配置する。
- 3) 従業員の子弟で、就学年齢にある児童が20名以上いる場合、小学校を建設、維持管理する。

同様に、鉱山開発企業は地域住民と協力して、技術要員の国内外での教育を促進する。

第108条 鉱物資源が複数の市町村にまたがって分布する場合、本法第105条に基づいて鉱山開発事業に適用される地方税1%は比例配分する。

第109条 鉱業権を取得できるのは、以下の要件を満たし、ホンデュラスの法律に則り設立された法人または自然人とする。

- 1) 鉱物または鉱業法が適用される物質の探査または採掘を目的としていること。
- 2) ホンデュラス国内に本籍を有すること。
- 3) 外国資本が参加する場合には、鉱業法の規定に準拠すること。

第110条 鉱業権を譲渡、継承、放棄、移譲する場合には、鉱業当局に届け出を行う。鉱業当局は、書類を審査した上で権限を行使し決議を下す。

第111条 鉱山採掘権所有者が鉱業基本法に定めた期日の前に第36条採掘を開始した場合、その日から同法および本規則第98条の規定が適用されることになる。

第112条 初年度における選鉱税は、申請日に支払いを行うが、申請が却下された場合でもこの金額は返却されない。

第113条 鉱業基本法第112条に基づき、国際協力の枠組みの中で、また鉱業促進局（DEFOMIN）自体が自由地区におけるの調査を進めるための国際入札を開催する。ただし、鉱業当局が自然保護区に指定した地域は除く。

調査終了後は、スペイン語で作成した報告書を提出する。この報告書に基づき、鉱業促進局（DEFOMIN）は当該地の開発に向けた国際入札をする。

第114条 鉱業促進局（DEFOMIN）への提出書類はすべてスペイン語で作成しなければならない。

その他の言語で作成された書類、調査資料、報告書などを提出する場合には、真正であることが証明されたスペイン語訳を添付する。これ以外は、受付を拒否し、当該書類は提出されなかったものとみなされる。

第 115 条 探鉱、採掘活動を実施する鉱山開発企業は、必ず技術部長を雇用しなければならない。

第 116 条 技術部長は地質学者または鉱山技師の資格を有し、しかるべき同業協会に登録していなければならない。

第 117 条 技術部長は、以下の責任を負う。

- a) 鉱業当局が定めるとおり探鉱・採掘作業の適切な実施を監視する。
- b) 各プロジェクトに定められた最低投資額が適切に使用されるよう監視する。
- c) プロジェクト実施にあたり、国際的環境基準が遵守されるよう監視する。

### 3. ホンデュラスの鉱業政策

## ホンデュラスの鉱業政策

鉱業振興局 (ロゴ)



日本政府 (JICA) による技術協力  
ホンデュラスー日本合同調査プロジェクト  
“環境保護と鉱工業公害対策”

第 IV 回 鉱業環境セミナー  
1999年11月29日から12月2日まで  
ホンデュラス、デグシガルバ市

## 序章

私たちは19世紀の終焉におり、世界は西暦の新しい世紀に突入せんとしている。比類無き歴史的な出来事であり、こうしたイベントを前に近代技術が、習慣や特に共同体生活へ及ぼす重要な変化を、国々が相応に評価すべき時となっている。

将来とは、疑ごうべくもなく期待に満ちあふれている。今日、科学や技術は、昨日まで不可能で至難とされたことを人間に提供するものとなっている：最高の技術知識とは、最適な人の健康管理と、言うまでもなく人命への最大の敬意を可能とする、生物学課題の最適管理を意味する。

現在及び将来において、鉱業が多くの国の経済で基本的な役割を担い続けているということは、余り理解されていない所であるが、しかしそれは絶対的な自明の理である。

ラテンアメリカにおいては大陸発見来、鉱業が主役的存在であったと言うことは、よく知られるところである：メキシコとペルーの銀、ニューグラナダの金と銀、サントドミンゴの金、今日からほど遠くない事例としてはボリビアの錫、チリの赤銅鉱（銅）、ブラジルの赤鉄鋼（鉄）、ベネズエラのボーキサイト（アルミニウム）。

鉱業は、富の源である。そこに議論の余地はない。しかし、それが環境劣化の要因であるとはならない。またその為には、採掘に合理的なロジックがなければならない。すなわち、水、森林、多様な動植物系、さらにそれらに付随する土壌が、堅実でバランスのとれた経済を達成する上で最重なる要素であるということを、常に忘れてはならない。

## 鉱業への投資

ラテンアメリカの多くの国で鉱業活動への投資が、高額なものであったことは疑問の余地がない。ラテンアメリカ調査センター(CEPAL)の統計では、鉱業への投資世界総額は512億79百万ドルに上る。その内、ラテンアメリカに投下された資本は173億79百万ドルに達する。この投資の内、ラテンアメリカの鉱業探査段階への投資が7億96百万ドルと際立っている。重要なので特に言及するが、チリ一国で全世界の投資の22%が占められており、鉱業はチリの経済にとって基幹産業とさえなっている。大まかな数値では、ラテンアメリカ諸国のGDPの40%が、鉱工業資源の採掘からくる、とされている。

故に、鉱物資源は、国の経済の発展にとって基本的支柱であり、その存在はより加速された工業化プロセスを可能にし、世界の基幹産業発展の原動力となるものである。例えば、それは製鉄業、石油化学、鋳造、肥料、建設、タイル、ガラス、研磨材などは、鉱物資源からくる原材料を使う産業のことである。

## 現状

90年代の半ば、国際市場での金価格の高騰により、我が国は鉱床探査へ巨額な投資を行うおうとする外国企業の到来で恩恵を受けた。この第一探査フェーズでは、調査済みの二つの

プロジェクトが金を産出する鉱山として操業に至り、これをもって現在、3つの鉱山が貴金属輸出の要となっている。

### 操業中の鉱山

- \* 銀、鉛、亜鉛、カドミウムを産出するサンタ・バルバラ県のエル・モチート (AMPAC)
- \* 金を産出するコパン県のサン・アンドレス鉱山 (GREENSTONE)
- \* 金を産出するチョルテカ県のセーロス・デル・スール

ホンデュラスでは、逆に、この世界とラテンアメリカで起きた投資の動向が、反映されなかった。ホンデュラス経済が崩壊し易い状況を呈したことで、鉱業界への投資も伸び悩んだのである。我が国の鉱物資源が、未だ採掘という特異な潜在力を持つことは周知の所である。現存するこの客観的好条件が、脆弱な我が国経済の多様化と強化に貢献しているべきであったにも拘わらず、残念ながら国家鉱業政策を決定付ける国内戦略が時宜を得て企画されなかったこと、また鉱業の振興、開発や国内外の投資意欲の覚醒に向けて必要な行政機構が構築されなかったことで、鉱業界は期待された発展を逃げるができなかったのである。

### プレ・フィージビリティにある金鉱プロジェクト

2つの新たな金鉱山が登場した他、90年代半ばに始まった鉱山の全盛は、プレフィージビリティー段階にあつて、来る21世紀には採掘が開始されるであろう、5つの金鉱プロジェクトで具体的進展をもたらした。中期展望では合せて8つの金鉱が操業することになり、それは鉱業の発展にとって明るい展望を示すものとなっている。これら5つの新規プロジェクトは以下のものである：

- \* フランシスコ・モラサン県のサン・イグナシオにあるサン・マルティン鉱山
- \* オランチョ県のフティカルパにあるビルヒニア鉱山
- \* エル・パラソ県にあるモンセラール・ユスカラン鉱山
- \* サンタ・バルバラ県にあるマクエリソ、ミキスタン鉱山
- \* サンタ・バルバラ県にあるチャパラレル鉱山

### 国際入札を控えたプロジェクト

現在、鉱業振興局 (DEFOMIN) の技術陣が、調査済み多金属プロジェクト案件数件の情報の収集、分析にあたっている。これらのプロジェクトは、80年代に国連のロータリー基金を使って調査されたものであったり、また90年代にフランスの BRGM によって調査されたもので、その情報は各プロジェクト毎に明確な技術プロフィールを作成しておくことを目的として、また来年の3月にカナダ、トロントで実施される鉱業シンポジウムに、将来の具体的な採掘候補として発表する目的で、現在加工中である。その多金属プロジェクトとは、次のものである：

- \* コマヤグア県にあるラ・チャクラ鉱山
- \* フランシスコ・モラサン県のサン・アントニオ・デ・オリエンテ鉱山

\* フランシスコ・モラサン県のガスカラン鉱山

輸出額

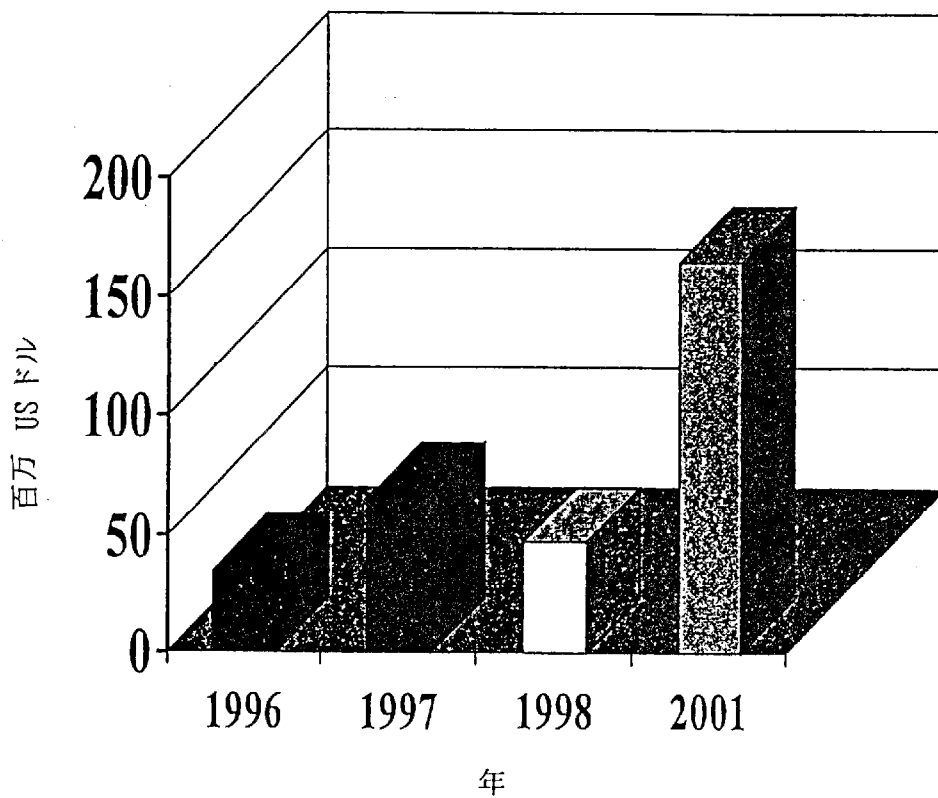
(グラフ：縦軸 百万USドル、横軸 年)

90年－95年期の年間平均輸出額は、3900万ドルであった。

1996年の輸出額は、3500万ドルで、1997年は6500万ドル、1998年は4700万ドルであった。

2001年に向けては、輸出額が1億6500万ドルとなることが期待される。これは、1996年度額との比較で350%の伸びを意味する。

2001年に想定される総輸出値の78%は、新規金鉱からの採掘となろう。





## 鉱業活動の新たな法的枠組み

我が国の経済が甚大な打撃を受けてから、まだ1年が経っておらず、復旧は終わっていない。

ハリケーン Mitch が、我が国の基礎インフラストラクチャーに害を及ぼし、主要生産母体を極端に脆弱にした結果、未曾有の社会-経済劇が引き起こされた。こうした光景は、政府、民間、市民社会をして、我が国の生産母体を強化し得るような新たなフォームの模索へと導くものとなった。その模索努力は、国家再建・変革マスタープランの定義に記述されるところである。

我が国の正にこの好機に、本年2月から有効となる司法政令、第292-98号が發布されたり、また新たな鉱業活動に向けて、鉱業振興局(DEFOMIN)に法的-組織機関的枠組みを与え、その創設を定めた新鉱業一般法が制定されに至った：

## 鉱業一般法

鉱業一般法とは、鉱物資源と、そこからの便益、商業化に関して最良の活用を目指し、それに係る諸活動を振興、奨励することを目的とした法的な枠組みである。これらの総体は、鉱業活動の基本的発想の源となり得る3つの主要原理によって支えられている。

- \* 鉱業活動は環境的持続性を持つこと。
- \* 鉱業活動は経済的に採算が取れること。
- \* 鉱業活動は社会的に便益をもたらすものであること。

簡単に言い換えるならば、中心に人間を置いた単純な三部概念である：

健全な環境-満足のいく収入-共同社会の便益

## 鉱業振興局 (DEFOMIN)

鉱業振興局は、技術や予算、行政管理、政策面で完全に独立して機能することを目的として、また国内全域を管轄対象として、鉱業一般法の定めるところ全てを、行政手段をもって周知、徹底する鉱業権威当局として機能するよう国務省自然資源・環境局下、その外郭機関として設立された。その基本目的は以下の通りである：

- 鉱掘権の申請者や鉱掘権者によって提出された申請に対し、最大の迅速性と誠実さをもって、その行政手続きを迅速化する。
- 常設で現在化されたデータベースを広く提供し維持管理すること、また出版企画や図書館、磁気資料庫整備を通じて、国内の鉱物資源の詳細な情報を広報、維持管理すること。
- 鉱業-冶金企業による安全と衛生の基準の順守、並びに環境保護、環境修復、持続性のある環境管理基準の順守を、各省庁との連携のもと監督する。
- 国務省の自然資源・環境局を通じて、政令の発令や行政合意、その他の鉱業に関連する行政規則を提案する。
- 議会で承認され、国務省の自然資源・環境局を介して大統領が責任を負うところである鉱業政策を指揮、調整、監督、実施する。

## 鉱業一般法の主要インセンティブ

- \* 鉱業許可証を交付する
- \* 自由商業
- \* 税の安定
- \* 法的安全性

## 鉱業界強化に向けた政治対策

1. 全国レベルでのプランニングシステムを導入し、鉱業界の企画システムを強化する。
2. 鉱山台帳の近代化を目指し、全国鉱山プランを立案する。
3. 妥当な税の徴収を目的として、税制度の適用メカニズムを再点検する。
4. 鉱業界の技術強化を目的として、必要な有能人材育成のために中等教育プログラムを提供する。
5. 鉱業界開発向けの適切な予算支援、並びに鉱業活動が国内経済のなかで相応の役割を果たせるよう適切な予算支援を確保する。

## 最終結論

ハリケーン Mitch の猛威の産物として、現在我が国が経験している社会経済的危機は、政府並びに各業界をして、疑いもなく国の経済を蘇生しうる新たな政策の模索を強要するものとなっている。こうした展望の中、鉱業界の新たな方向付けは先送りの許されない課題である。それは、持続性ある発展という枠組みの中で環境保護のある経済開発に配慮しながら、現存する潜在力の開拓、加工、利用を奨励することを目的として、鉱業政策が、我が国の鉱物資産情報の増大に向けられることを要求するものとなっている。

大統領は、自然資源・環境省を介して国の鉱業政策承認の責任者として（第92条、93条）、全国の鉱業政策の指揮、調整を責任もって司る鉱業権威当局として位置づけられる鉱業振興局と共同して、鉱業一般法の定める所を振興、支持しなければならない。それは、計画された目的と目標に則り、調和的かつ効率的であらねばならない。

全国に広がる主要鉱業ゾーンの詳細配置地図は、鉱業開発にとって特に重要性を持つもので、金属あるいは工業用と様々な鉱物タイプを特定したものでなければならない。

新法が発効したことで、投資に対する重要なインセンティブが導入されることが明らかとなっている。たとえば：

- \* 許可の交付手続きの短縮。
- \* 他に劣らない競争力のある税制制度
- \* 鉱業界に効率的に情報を提供する近代的な全国鉱山台帳の作成開始

これら全てが、鉱業への投資を簡便化するための基礎要因となるものである。

鉱業振興局(DEFOMIN)もまた、新規プロジェクトの開発を誘発すること、更に真の開発拠点の創設に貢献したり、国が必要を感じるこの時期に、富の創造への貢献に向けて現行プロジェクトの進捗を迅速化することを、先送りできない課題としなければならない。

[静聴] ありがとうございます。

## 国家鉱業政策

現在、我が国は中米で唯一の、自らの地質を最も知らない国となっている。結果的として我々は、国の本当の鉱業潜在力を知らない。この国の現実の一部は、政府が展開する真の鉱業政策、すなわち鉱業地質調査や新規鉱床探査に向けられるフレッシュな資金の獲得を支える、本来の鉱業政策が欠如していたことに起因する。

こうした状況の中では、鉱床を探査したり採掘できるよう国土へのサクセスを簡便にしながら、外国資本投資へ便宜を図ることで、我が国の鉱業潜在力を見極めることが重要となる。

諸問題や好条件の欠落にも拘わらず、幾つかのプロジェクトは進展し、プレ・フィージビリティの段階にあたり、またあるものは国際入札段階にいたり、既に操業に入っている鉱山が2鉱あたりする所は、皆が気づくところでもある。このことは、鉱業界が大きな期待を提供する得る現実であること、また、その傾向が少しずつ固まって来ていることを我々に物語るものである。

鉱業活動を強化され、更にその活動が国のプログラムの経済成長、雇用創造、持続性ある発展課題解決に刺激となり得るよう、我々は鉱業振興局(DEFOMIN)をして、予算的に強固で、また技術、運営面で、有能かつ効率的で、高いモラルと道徳を備え、国の鉱業政策を実践する責任を自覚する人材で支えられた機関としなければならない。

我々は、鉱業振興局(DEFOMIN)として、自らの機関責任を認識し、大統領への事前提案となる国家鉱業政策を定める上で基礎となる主要路線を試案することが、適当と判断するものである。その政策概念は以下通りである：

1. 近代技術を駆使し、我が国の鉱物資源の高い潜在力を活用するために鉱業界を強化する。それは同時に環境を保護し、共同体の経済状況を改善するものである。
2. 鉱業認可交付のための適切な政策を構築する。
3. 民間、公共、外国投資に向けて、適切な鉱業活動の枠組みを作る。
4. 当該環境規制を適用しながら、鉱床の科学的かつ合理的な採掘を行う。
5. 国内の鉱業潜在力についての情報を改善するために調査、探査活動を奨励する。
6. 鉱業政策の適切な実施のために組織-管理能力を強化する。
7. 小規模鉱山を対象とする個別政策を決定する。

4. ホンデュラス共和国鉱業政策(第4回鉱業環境セミナー資料)

ホンデュラス共和国鉱業政策



ホンデュラス  
鉱業振興局

日本政府技術協力 (JICA)

ホンデュラスー日本共同研究プロジェクト

鉱業における環境保全と汚染管理

第4回鉱業環境セミナー

1999年11月29日ー12月2日

プラサ・サン・マルティン・ホテル

中央アメリカホンデュラス共和国テグシガルパ市

## 序章

21 世紀を目前に世界は新たな西洋文化の世紀に突入しようとしている。西洋文化は極めて独特な歴史を生んできたが、今必要なのは、最新のテクノロジーが我々に与えてくれるもの、共同体での慣習や生活に影響力を持つものが数多く改革されていく重要性をそれぞれの国が評価することである。

将来が可能性に満ち溢れたものになることに疑いはない。昨日は実現不可能、未解決だったことを今日は科学と技術が可能にしてくれる。技術知識を一層深めること、生物学上のテーマを最大限に利用することは、個人の健康管理を可能に、そして人間の生命を最大限に尊重することを可能にする。

ほとんど理解されていないが、現在そして将来的にも鉱業は多くの国々で経済活動において基本的な役割を果たすことは明らかである。

ラテンアメリカでは鉱業は鉱物の発見された時から花形産業としての地位を占めていた。メキシコやペルーの銀、ヌエバ・グラナダの金と銀、サント・ドミンゴの金、最近ではボリビアのスズ、チリの赤銅鉱（銅）、ブラジルの赤鉄鉱（鉄）、ヴェネズエラのボーキサイト（アルミ）などである。

鉱業が富を生むのは紛れも無い事実である。しかし環境破壊の要因となってはならない。開発には合理的な論理が必要である。つまり水、森、動物相、植物相それら全ての多様性が大地とともに共生してこそ、安定したまたバランスの取れた経済活動が実現するということを忘れてはならない。

## 鉱業への投資

ラテンアメリカの多くの国では鉱業への投資は重要であった。ラテンアメリカ中央研究所（CEPAL）のデータによると、全世界での対鉱業投資額は約 51,279 百万ドル、このうちラテンアメリカでは約 17,379 百万ドルが投資された。この数値のなかでも特徴的なのはラテンアメリカでは探鉱の段階で約 796 百万ドル投資している点である。チリ 1 国だけでも全世界の 22%の投資額を占めており、従って鉱業はチリ経済の基盤産業となっている。一般的にラテンアメリカ諸国では国内総生産の 40%が鉱業資源開発によるものである。

幸運にも鉱物資源はラテンアメリカ諸国の経済発展に大きな貢献を果たし、工業化を加速し、世界の重要産業発展の原動力となった。製鉄、石油化学、鋳造、肥料、建設、陶器、ガラス、研磨剤などの産業である。これらは鉱物資源から抽出される原材料を大量に活用する産業である。

## 現状

90年代半ば頃から国際市場における金価格高騰に伴い、ホンデュラスでは外国企業による探鉱投資が数多く実施された。この調査の第一段階では調査の対象となっていた2つのプロジェクトが実現するに至った。現在では3つの鉱山が開発され、輸出されている。

## 操業中の鉱山

- \* サンタ・バルバラ県エル・モチート（AMPAC） 銀、鉛、亜鉛、カドミウム
- \* コパン県サン・アンドレス鉱山（GREENSTONE） 金
- \* チョルテカ県セロス・デル・スール 金

世界的にもラテンアメリカにおいても投資気運は高かったが、しかしホンデュラスでは実を結ばなかった。ホンデュラス経済における鉱業投資条件は脆弱だった。ホンデュラスは豊かな鉱物資源を保有する国であるにもかかわらず現在までほとんど開発されていない。鉱業が繁栄する正しい条件が揃っていれば脆弱な経済の強化や多様化に貢献していたはずであるが、残念ながら国の鉱山政策を定義する第一歩となる国家戦略を機を捕らえて設計していなかったために、ホンデュラスの鉱業は発展しなかった。また鉱業を支援・開発し、国内外の投資を喚起する行政機構を構築していなかったことも原因である。

## 金採掘プロジェクト・フィージビリティ調査

これらの新しい2つの鉱山の発見以外にも、90年代半ばに始まった鉱業の繁栄は、5つの金生産プロジェクトの実現をもたらした。これらのプロジェクトはフィージビリティ調査の段階にあり、来世紀には開発段階に入る予定である。合計すると中期間に8つの鉱山が操業することになり、鉱業の発展は明るい展望を示しているといえる。新規鉱山プロジェクトは以下の通り。

- \* サン・イグナシオのサン・マルティン、フランシスコ・モラサン県
- \* フティカルパのビルヒニア、オランチョ県
- \* モンセラットーユスカラン、エル・パライス県
- \* マクエリソ、キミスタン、サンタ・バルバラ県
- \* チャパラレス、サンタ・バルバラ県

## 鉱山国際入札プロジェクト

現在鉱業振興局の技術者は多数の鉱物資源プロジェクトから得た情報を編纂・分析している。これらのプロジェクトのいくつかは 80 年代に国連の回転資金を基に調査されたものであり、他にも 90 年代にはフランスの BRGM 社による調査が行われた。これら情報は各プロジェクトの技術的な実証例とするため、現在もデータ処理を行っている。また来年 3 月にカナダのトロントで開催される鉱業シンポジウムに鉱山開発の将来像の具体案として提出する予定である。鉱物資源のプロジェクトは以下の通り。

- \* ラ・チャクラ、コマヤグア県
- \* サン・アントニオ・デ・オリエンテ、フランシスコ・モラサン県
- \* グアスカラン、フランシスコ・モラサン県

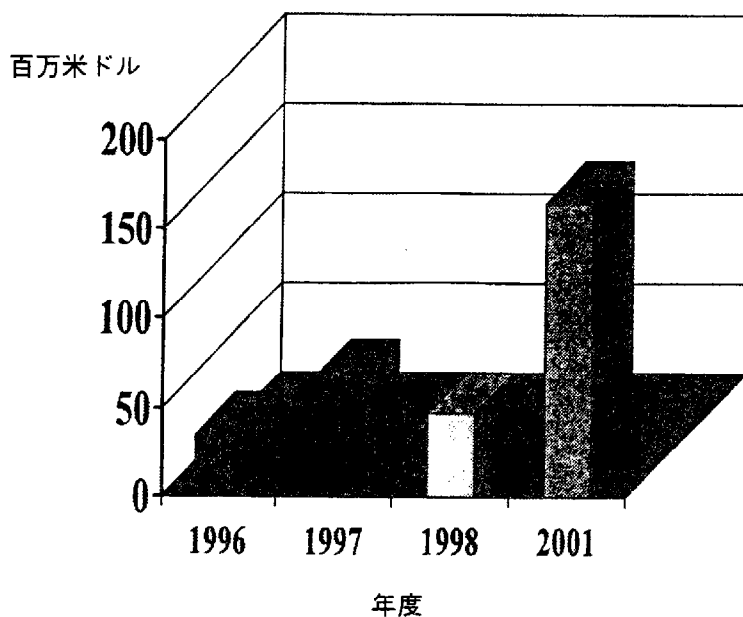
## 輸出額

90-95年の年平均輸出額は 39 百万米ドル

1996年の輸出額は 35 百万米ドル、1997年は 65 百万米ドル、1998年は 47 百万米ドル

2001年は 165 百万米ドルの見込み。1996年の輸出額と比較すると 350%増

2001年は輸出総額の 78%は新規の金鉱開発相当分



## 鉱業開発活動に関する新しい法的枠組み

わずか一年ほど前、ホンデュラスの国内経済は大きな打撃を受け、まだその後遺症から立ち直っていない。ハリケーン「ミッチ」が社会基盤に与えた影響は大きく、国内の主要生産力は根本から破壊され、過去に例の無い悲惨な社会経済状況をもたらした。このような状況が、生産力の強化を実現させる新しい形態の模索へと政府、民間企業、市民社会を動かしている。これが国家再建変革マスタープランに宣言される国民の努力である。

このような国内情勢の中、法令第 292-98 号が發布された。今年の 2 月より施行され新鉱業に関する一般法を制定する。この法は鉱業振興局（DEFOMIN）の設立に必要な措置を講じ、以下の新規鉱業開発活動のための法的・組織的枠組を与えている。

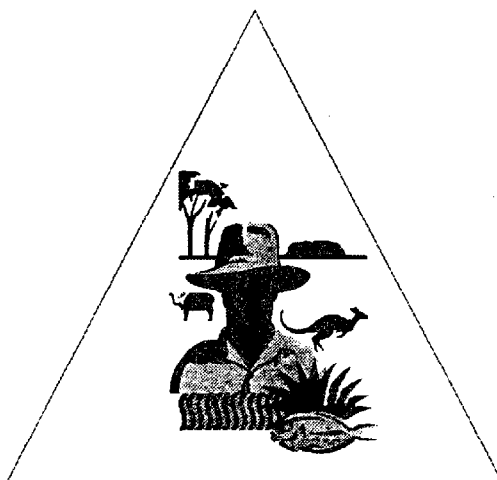
## 鉱業に関する一般法

国内の鉱物資源、利益、流通をより効率的に利用する開発活動を促進・振興する法的手段を定める。総体として3つの基本方針に基づく、鉱業開発活動の基本的理念である。

- \* 鉱業開発活動が生態系を破壊しないこと
- \* 鉱業開発活動が経済的収益をあげること
- \* 鉱業開発活動が社会的利益をあげること

もっとやさしい言葉で言うならば、それはシンプルな三部作である。その中心は人間である。

豊かな環境 — 満足のいく収入 — 共通利益





## 鉱業振興局（DEFOMIN）

天然資源・環境事務局の内務局から独立した組織として設立され、技術、運営、予算、活動の独立性を保持する鉱業政策管轄機構。管轄は全国に及び、運営に際しては法律内容を理解し最大限に活用する。基本的目的は以下の通り。

- 行政手続の迅速化。鉱業開発権資格者ならびに開発権申請者からの要請に敏速かつ的確に対応する。
- 広報物、図書、磁気テープを用いた国内鉱山資源情報などに関する常設ならびに最新データの開示の普及とメンテナンス。
- 鉱業・冶金企業は、各内務局との調整のもと、安全衛生規準の遵守、環境保護・復興・開発規準の遵守を監督する。
- 天然資源・環境事務局の内務局を通じ、鉱業関連の政令、協定、その他の行政規準を提案する。
- 鉱業政策を統括、調整、監督、実施する。この鉱業政策は天然資源・環境事務局の内務局を経て共和国大統領の承認と責任下に置かれる。

## 鉱業に関する一般法に対する主なインセンティブ

- \* 鉱山開発権の授与
- \* 自由貿易化
- \* 安定した税収
- \* 法的遵守

## 鉱業部門強化対策

1. 国内レベルの立案制度を採用し、鉱業部門の立案制度を強化する。
2. 登記を更新すべき鉱山に対し国内鉱業計画を設計する。
3. 適切な徴税制度のしくみを見直す。
4. 鉱業部門の技術強化に必要な人材育成のため、中・高等教育プログラムを支援する。
5. 鉱業部門の発展ならびに国内経済に寄与する活動に必要な予算援助の獲得。

## 結論

ハリケーン「ミッチ」にもたらされた壊滅的打撃により、国内経済は危機的状況に置かれている。政府そして他省庁は国内経済を再活性化する新しい方策を見出さねばならない。現状において、鉱業部門の政策見直しは緊急問題であり、鉱業政策にはまず国内鉱山に関する情報収集が先決である。環境保護と経済発展の両立を目指して、乱開発を行わず、未開発の鉱物資源を開発し、加工し、利用することが目的である。

国内鉱業政策（条項第 92、93 条）承認管轄機関としての天然資源・環境省下の執行部は、鉱業振興局（DEFOMIN）とともに鉱業に関する一般法の定める条項を促進・援助する義務がある。DEFOMIN は鉱業政策を実行・調整する責任を負い、その権限は全国に及ぶ。両機関は協調性を保ち効率良く目標を達成する義務を負う。

国内各地に存在する主な鉱山地帯を詳しく知り、各種鉱物資源を発見することは、冶金部門においても産業部門においても鉱業開発にとって非常に重要である。

新法の施行に伴い、以下の投資に対するインセンティブ導入が重要である。

- \* 採掘権授与手続の短期化
- \* 執行力の強い税制
- \* 鉱業部門に有効情報を提供する最新の国内鉱山登記への着手

これら是对鉱業投資を容易にする基本要因となる。

DEFOMIN にとって新規プロジェクトの援助と進行中のプロジェクトの推進により、真の開発中心地を創造し、ホンデュラスが今必要としている富の産出に貢献することが急務である。

## 国内鉱業政策

現時点では我国は中央アメリカでは唯一、地理が完全には把握されていない国である。鉱物資源の埋蔵量も正確にわからない。これは政府が真の鉱業政策を取らなかったことに一因がある。新しい鉱物を採取しても地理調査を実施せず、新たに鉱脈を求めて探鉱が行われることもなかった。しかし現在は海外資本の導入により、鉱物資源の探鉱・開発を進め、国内鉱物資源の埋蔵量についての知識を得ることが必要である。

しかし、様々な困難や悪条件にもかかわらず、フィージビリティ調査の段階にあるプロジェクト、海外入札予定のプロジェクト、すでに操業中の 2 鉱山など、開発は進んでいる。鉱業部門は現実に将来の展望を与え、その影響は少しずつ認識を得ているといえる。

鉱業部門の強化、国内経済の活性化、雇用産出、継続的な発展への模索という政府の政策に貢献するには、DEFOMIN を強力な予算を持つ組織にする必要がある。優秀な人材、高い技術力と運営力、また市民の責任である高い道徳・倫理に支えられ国内の鉱業政策を導入する。

DEFOMIN は組織の任務を理解し、国内鉱業政策の基礎となるアウトラインを提案するのが適切であると理解する。国内鉱業政策は執行部に対する草案となる。政策は以下の通りである。

1. 国内に保有する豊かな鉱物資源を開発し、鉱業部門を強化する。最新技術の利用により環境を保護し自治体経済を向上する。
2. 鉱物採掘権の授与に適切な政策を確立する。
3. 鉱業開発への民間投資、国内投資、海外投資に対する適切なしくみを支援する。
4. 関連法を遵守しつつ科学的かつ合理的方法で鉱物資源を開発する。
5. 探鉱活動およびボリヴィアの潜在的鉱物資源を把握する見込みのある局面を推進する。
6. 行政力・組織力を強化し、鉱業政策を適切に導入する。
7. 小規模鉱山に注目し、個別の政策を取る。

5. 鉱業振興局 (DEFOMIN) - プロジェクト調査資料 -

鉱業振興局  
(DEFOMIN)



ホンデュラスー日本共同プロジェクト調査  
鉱物資源採掘プロセスへの技術導入と環境保護

2001年ー2004年

ホンデュラス共和国 テグシガルパ市

1999年

## 妥当性

ホンデュラスは中央アメリカでも優秀な鉱山国である。しかし鉱物、特に金の採掘には長年最新技術の導入がない。

伝統的に鉱山の大部分は小規模で、効率的な資源採掘技術を持たず、結果的に採掘率の低い困難な作業になっている。(採掘された鉱物の利益より損失分の方が大きく、環境破壊の程度を高くしている。)

ホンデュラスー日本共同プロジェクト調査、鉱物資源採掘プロセスへの技術導入と環境保護の開始により、鉱業振興局は日本政府の援助を得て、技術導入と指導に努め、生産高を増加し、また平行して厳しく環境汚染を監視する。

このような目標達成を目指し、本プロジェクトに対する予定期間を3年とし、ホンデュラス南部、特にエル・コルプス・ Cholteca の鉱山区に焦点を当てるものとする。

## プロジェクト目標

技術移転により小規模鉱山の振興を図り、また環境保護に重点を置く。安全に着眼点を置き、工程改善により効率的な鉱物採掘を行う。

## プロジェクト適用範囲

- 最新採掘技術の導入により鉱業の振興を図る
- 環境保護、鉱山公害や安全性の管理

## プロジェクト実施期間

2001年6月－2004年5月

## プロジェクト実施期間中の活動

- 国内鉱業の援助と推進
- 小規模鉱山の調査と評価
- 金採掘の技術移転
- 鉱山工程のサンプル分析
- 環境汚染と鉱山安全性管理（マイナス要因の減少）
- 専門家の派遣
- 以下の部門への長期派遣（2名）
  - － 鉱山エンジニア
  - － 冶金学エンジニア
- 以下の部門への短期派遣（2名）
  - － 鉱物学
  - － 地理学
  - － 青化法による金の抽出
  - － 化学分析

## 研修生

以下の分野でホンデュラス人カウンターパートの研修を行う。

- 汚染管理
- 青化法による精製
- 化学分析
- 鉱山安全性
- 冶金学

## 必要設備

- 実地調査とモニタリング
  - － pH計
  - － 携帯シアン計
  - － 伝導計
  - － 雨水計
  - － 塵濃度計測計
  - － トンネル内ガス測定器
  
- サンプル準備
  - － 粉碎機
  - － サンプル粉碎機
  - － 篩
  - － 乾燥機
  - － 冷蔵庫
  - － デシケーター
  - － ガス排気装置
  
- 調査と測定
  - － 酸素還元計
  - － 廃棄物処理用サンプル攪拌機
  - － 標準化学試薬、その他
  - － 定量維持ポンプ
  - － 乾式法による金分析用ガラス用具
  - － 実験室のガス排気装置
  - － 空調
  
- 共通
  - － コンピューター
  - － 車両



「ホンデュラスー日本共同プロジェクト調査／鉱物資源採掘プロセスへの 技術導入と環境保護」 スケジュール							
		1年目 (2001～2002)		2年目 (2002～2003)		3年目 (2003～2004)	
		7月/ 12月	1月/ 6月	7月/ 12月	1月/ 6月	7月/ 12月	1月/ 6月
I 鉱山の現状調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 情報収集</li> <li>- 現状調査</li> <li>- サンプルの化学分析</li> </ul>		●			●	
II 金採掘方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 金採掘方法</li> <li>- 工程の改善と評価</li> </ul>			●			●
III 環境保護、 鉱山の安全性、 汚染管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 鉱山の安全性調査</li> <li>- 有害物質の処理</li> <li>- 鉱山汚染</li> </ul>			●			●
IV 報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 作業プラン</li> <li>- 進捗レポートと評価</li> </ul>		●	●		●	●
V 研修生	<ul style="list-style-type: none"> <li>- CN 浸出処理</li> <li>- 鉱山の安全性</li> <li>- 鉱山の運営</li> </ul>				●	●	●
							●



6. 鉱業振興局予算

財務省 予算局	ホンデュラス政府 統一財務管理システム 予算システム	書式：PP/FORMU/APUC-07 予算年度： <b>2000年</b>		
<b>プログラムに関する一般情報</b>				
組織名	天然資源・環境省	実施機関	鉱業振興局	
プログラム名	鉱業開発活動管理と規制	責任者	アミルカル・スニガ	
管轄	DEFOMIN	署名	日付： 99年8月	
<p>1. プログラムの内容</p> <p>鉱業振興局（DEFOMIN）は政令第292-98号により設立。技術、運営、予算、活動において独立性を持つ機関であり、国内における全ての鉱業開発活動を調整、規制、監視、監督する。</p> <p>2. 年間スケジュール</p>				
目標と活動名		目標と活動総数		
No.	内容	単位	1999年のプロジェクト	2000年の予定
1	2	3	4	5
1	啓発・情報セミナー	セミナー	-	4
2	技術者に対する研修コース	コース	-	2
3	鉱業情報パンフレット作成	パンフレット	-	2000
4	鉱業開発活動に関する自治体への研修	自治体	-	9
5	鉱山登記の更新	地図	38	100
6	技術情報収集	報告書	0	2
7	海外プロモーション	作業委員会	0	0
8	地域別地質図作成のためのプロジェクト指導	指導活動	0	6
9	地質構造についての地方機関への顧問	顧問活動	0	10
10	小規模鉱山に対する技術支援	顧問活動	0	12
11	鉱業技術の促進（小規模鉱山）	プロジェクト	0	1
12	ホンデュラスの地勢図作成	地勢図	0	1
13	ホンデュラスの鉱物地質図作成	鉱物地質図	0	1
14	鉱物探鉱・採掘地域の管理検査と調査	調査活動	150	160
15	鉱物の船積み監視	調査活動	44	50
16	鉱業徴税監査	監査	-	30
17	探鉱・採掘・放棄による鉱山への汚水分析の実施	調査活動	10	15
18	採掘時の鉱山への環境モニタリング調査	調査活動	2	9

注： プログラムに「活動」が予定されていない場合、書式PP/FORMU/APUC-13に追加のこと。  
 プログラムに2つ以上の活動が予定される場合、予算見積時に書式PP/FORMU/12とPP/FORMU/13を使用のこと。

財務省 予算局	ホンデュラス政府	書式：PP/FORMU/APUC-07
	統一財務管理システム	予算年度：
	予算システム	2000年

プログラムに関する一般情報

組織名	天然資源・環境省	実施機関	鉱業振興局
プログラム名	鉱業開発活動管理と規制	責任者	アミルカル・スニガ
管轄	DEFOMIN	署名	日付： 99年8月

1. プログラムの内容

鉱業振興局（DEFOMIN）は政令第292-98号により設立。技術、運営、予算、活動において独立性を持つ機関であり、国内における全ての鉱業開発活動を調整、規制、監視、監督する。

2. 年間スケジュール

目標と活動名		目標と活動総数		
No.	内容	単位	1999年のプロジェクト	2000年の予定
1	2	3	4	5
19	水、廃棄物、土壌、石灰の物理化学分析	分析作業	-	240
20	浸出法による土壌サンプル分析	分析作業	-	50
21	原子吸収法による鉱物分析実施	分析作業	100	400
22	容量測定・重量測定による鉱物分析実施	分析作業	20	75
23	DEFOMIN 運営マニュアル作成	マニュアル作成	-	5
24	DEFOMIN 内規作成	規定作成	-	1
25	DEFOMIN 会計業務システム作成と導入	会計システム	-	1
26	DEFOMIN 活動管理システム作成	活動システム	-	1
27	活動報告書作成	報告書	-	12

注： プログラムに「活動」が予定されていない場合、書式 PP/FORMU/APUC-13 に追加のこと。  
 プログラムに 2 つ以上の活動が予定される場合、予算見積時に書式 PP/FORMU/12 と PP/FORMU/13 を使用のこと。

財務省  
予算局

ホンデュラス政府  
統一財務管理システム  
予算システム

書式：PP/FORUM/APUC-03

予算年度：

2000年

歳入予算

組織名 鉱業振興局

責任者

コード	項目名	分類		予算状況			7-5 変更	説明 番号
		歳入源	組織	前年度	前年度	翌年度		
				承認	推定	推定		
1	2	3	4	5	6	7	8	9
12303	鉱山ならびに鉱山地域特許	12				2,467,172.00		
17201	中央行政の移転	11				4,556,100.00		
	計					7,023,272.00		



### DEFOMIN 組織図

